

## 総務常任委員会

開催日	令和7年6月18日
時間	午前9時30分～午前9時49分
場所	仮設議事堂（清須市五条川防災センター）
出席議員	齊藤紗綾香 小崎進一 成田義之 久野茂 岡山克彦 飛永勝次 伊藤奈美
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 岩田企画部長 林総務部長 飯田危機管理部長 檜本会計管理者 辻監査委員事務局長 岡田企画部次長兼人事秘書課長 服部総務部次長兼財政課長 所総務部次長兼財政管理課長 舟橋危機管理部次長兼危機管理課長 神野企画政策課長 沢田企業誘致課長 杉原総務課長 酒井税務課長 犬飼収納課長 渡邊（一）人事秘書課課長補佐兼係長 山内企画政策課課長補佐兼係長 清水財政課課長補佐兼係長 杉野森財政管理課課長補佐兼係長 山下財産管理課課長補佐兼係長 秋山企画政策課副主幹 渡邊（佑）総務課係長
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 速水議事調査課主任
議案又は協議事項	1. 総務常任委員会付託案件
備考	傍聴者 0名

( 時に午前 9 時 30 分 開会 )

総務常任委員会委員長 (齊藤紗綾香君)

ただいまから総務常任委員会を開会します。

去る 13 日の本会議において、総務常任委員会に付託された事件について審査します。

総務常任委員会の所管は、企画部、総務部、危機管理部、会計課、監査委員及び他の常任委員会の所管に属さない事項としての議事調査課です。

この後、審査を行うわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁を行っていただくようお願いいたします。

また、各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるように心がけていただき、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣言し、内容が逸脱しないようにしてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長において議事整理を行う場合もありますので、御承知おきください。

最初に、議案第 33 号「清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

杉原総務課長。

総務課長 (杉原敏弘君)

総務課、杉原です。

議案第 33 号について御説明いたします。

それでは、タブレットのモード NOTE 設定を 2 画面表示にしていただき、市長提出議案等の 9 ページと説明資料の 4 ページをお願いいたします。

議案第 33 号

清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、投票管理者及び投票立会人の従事時間に応じた報酬の額を定めるため

必要があるからです。

10ページをお願いいたします。

改正の内容を御説明いたします。

別表、投票管理者及び投票立会人の従事時間が、選挙当日にあっては7時間以下、期日前投票にあっては6時間以下で交代する場合に、それぞれ日額の2分の1の額の報酬を支払うことができるよう改めるものです。

附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日からとするものです。

議案第33号の説明は、以上です。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

飛永委員。

飛永勝次委員

おはようございます。

飛永でございます。

ちょっと確認をさせてください。

附則に施行は公布の日とありますが、これは、来月予定されている参議院選とか市長選とか、そこら辺から適用になっていくという考え方、捉え方でよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

杉原総務課長。

総務課長（杉原敏弘君）

総務課、杉原です。

委員のおっしゃるとおり、次の参議院選挙、市長選挙からこのように変わる予定です。

以上です。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

よろしいですか。

ほかに質疑ある方は、いらっしゃいますか。

( 「なし」の声あり )

総務常任委員会委員長 (齊藤紗綾香君)

ほかに質疑もないようありますので、これで質疑を終結し、議案第33号「清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙手全員 >

総務常任委員会委員長 (齊藤紗綾香君)

全員賛成でございます。

よって、議案第33号「清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第35号「動産の取得について」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

所総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長 (所邦治君)

総務部次長兼財産管理課長の所です。

議案第35号「動産の取得について」を御説明いたします。

それでは、タブレットのmore NOTE設定を1画面表示にしていただき、令和7年6月清須市議会定例会市長提出議案等の15ページを御覧ください。

議案第35号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

- 1、取得する動産は、清須市役所舎什器です。
- 2、契約の方法は、事後審査型一般競争入札です。
- 3、契約の金額は、消費税込み1億4,795万円です。
- 4、契約の相手方は、株式会社清和ビジネス中部支店です。
- 5、納入期限は、(1)南館什器が令和7年11月15日です。(2)西館什器が令和8年5月5日です。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

続きまして、16ページを御覧ください。

物品購入入札結果報告です。

2段目の内容です。

南館什器は、現在の4階議事堂フロアと現在の3階会議室フロアの机や椅子等です。

西館什器は、各階執務室のカウンターや打合せスペースの机や椅子等です。

5段目、入札金額は1億3,450万円です。

落札率は、87.9%でした。

議案第35号の説明は、以上です。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永です。

二、三、ちょっとお聞かせください。

大変、物価高騰の折の入札ですけれども、教えてもらいたいのは、事後審査型一般競争入札というのを御説明いただけますか。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

所総務部次長。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

財産管理課、所です。

事後審査型一般競争入札ということですが、事後審査型一般競争入札とは、入札後、いわゆる事後に、落札者に対して入札参加資格の要件を満たす落札者であるかの審査を実施し、要件を満たしていれば、仮契約、本契約という手順に進む入札制度です。

以上です。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

飛永委員。

飛永勝次委員

ありがとうございます。

これは南館と西館の什器それぞれになっておりまして、この工事を着手するに当たっては、不調があつて、予算を補正で組み直してという形で、工事はそんな形で落札されたのですけれども、今回の什器備品に関しては落札率が 87.9% ということで、まあまあ予定価格の積算がしっかりしていたのかなと思うのですけれども、この辺の状況を、物価高の状況とか積算状況とか、そういういったものに関して一言何かあれば教えてください。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

所財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

今、この物価高の折、庁舎が不調になったということもありまして、私どもも慎重になつてていた部分はあるのですが、一般競争入札で清和ビジネスという会社が落札いたしました。この中で 87.9% という落札率なのですが、業者のほうは随分頑張つていただけたと思います。これは、北館の時、防災センターの時の落札率よりも低い落札率でありますので、良かったなというよう思つております。

以上です。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

飛永委員。

飛永勝次委員

いろいろな経験を経て、より慎重にやられたのかなというのが伝わってきます。

ちなみに入札参加された企業の数というのは、幾つだったのですか。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

所財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

一般競争入札で 1 者のみの参加でございました。

以上です。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

飛永委員。

飛永勝次委員

分かりました。

最後にもう一つ、納入期限についてなのですけれども、南館の什器に関しては建物があるのですぐ納められるので、11月ですから半年以内の納品という形になっていますけれども、西館に関しては、今、建築中ということもあって時間の猶予を取っておるのですけど、来年の5月ですね。今、物価が乱高下するリスクが非常にあって、仮に1年あるので、どっちか安くなったり、高くなったりということ、契約をこれからされて、その中で1年間の中の価格の上下リスクに対して、例えば上がっちゃった場合はどうするとか、下がった場合はどうするとか、こういったことは別に取り交わしはされるのですか。納品までに期間があるので、そういうリスクがあるなと思って、今は。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

所財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

特に変更はございません。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

ほかに質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第35号「動産の取得について」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙手全員 >

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

全員賛成でございます。

よって、議案第35号「動産の取得について」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。つぎに、議案第36号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）案」総務常任委員会所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

岡田企画部次長兼人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

私からは、議案第36号について、総務常任委員会所管分を一括して説明させていただきます。

タブレットのmore NOTEの設定を1画面表示のままにしていただき、令和7年度一般会計補正予算書及び説明書の8ページ、9ページを御覧ください。

歳入を御説明いたします。

3段目、19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額7,587万6,000円の増額、1節基金繰入金です。

説明欄を御覧いただきまして、財政調整基金繰入金の増額です。

本補正後の現在高は、11億8,832万6,000円です。

その下、21款諸収入、5項雑入、2目雑入、補正額538万1,000円の増額、2節総務費雑入です。

説明欄を御覧いただきまして、災害派遣市町村職員給与等負担金の新規計上です。

歳入につきましては、以上です。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

一番上、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額59万4,000円の増額、8節旅費です。

説明欄を御覧いただきまして、職員災害派遣費の新規計上です。

7目電算管理費、補正額464万8,000円の増額、12節委託料です。

総務常任委員会所管分の説明は、以上です。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永です。

ちょっとまた確認をさせてください。

財調から7, 500万円の繰入れになっていて、残高が11億円ですね。大体、毎年、上手に補填がされて20億円をキープと、9月ぐらいには大体見えてくるのかな、補填先と言ったら変ですけれども、この7, 500万円は、見込みはどのように思っておられるのかだけ教えてください。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

服部総務部次長兼財政課長。

総務部次長兼財政課長（服部浩之君）

財政課長、服部です。

これまで財政調整基金につきましては、年度末残高において、今、委員がおっしゃられたように20億円を下回らない額を確保してまいりました。令和7年度におきましても、令和6年度決算における剩余金等の活用により、これまでと同水準の基金残高を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

よろしいですか。

ほかに質問ある方。

飛永委員。

飛永勝次委員

続けて、すみません。

歳入の災害派遣市町村職員給与、これは新規計上で、また、歳出のところでも職員災害派遣費って新規計上になっていますので、新規ということなので、詳細な御説明をいただければと思いますが。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

岡田人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

今回の新規計上につきましては、石川県珠洲市へ能登半島地震の被災地派遣のために派遣している職員の旅費などを組んでおるものでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

飛永委員。

飛永勝次委員

これは、いつからいつまで派遣した分の補填ということですか。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

岡田人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

内訳につきましては、特別旅費としまして、まず着任するための旅費、引っ越し費用等の移転料、着後手当というもの、それから、月々の帰庁報告といいますか、月1回、こちらに戻ってくるための旅費でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

ほかに質疑もないようありますので、これで質疑を終結し、議案第36号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）案」総務常任委員会所管分を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙手全員 >

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

全員賛成でございます。

よって、議案第36号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）案」総務常任委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、発議第3号「刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者である小崎議員は、発言席への移動をお願いいたします。

本会議において提出者である小崎議員から既に朗読説明が行われているため、当委員会での説明は省略することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

御異議なしと認め、説明は省略することにいたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

よろしいですか。

( 「なし」の声あり )

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

質問もないようありますので、これで質疑を終結いたします。

小崎議員は自席へお戻りください。お疲れさまでした。

それでは、発議第3号「刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙手全員 >

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

全員賛成でございます。

よって、発議第3号「刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託された事件についての審査は、終了いたしました。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

御異議なしと認め、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出いたします。

また、委員長報告の作成や委員長報告の内容等につきましては、委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

総務常任委員会委員長（齊藤紗綾香君）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

早朝よりお疲れさまでした。

( 時に午前9時49分 閉会 )

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月18日

総務常任委員会委員長 齊藤紗綾香